

# 兵庫県公報

平成29年10月17日 火曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

公 告	ページ
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧 (砂防課) .....	1
○ 同 上 (同) .....	2
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧 (同) .....	2
○ 同 上 (同) .....	3
○ 同 上 (同) .....	3
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の 閲覧 (同) .....	4
○ 同 上 (同) .....	8

## 公 告

### 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月17日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
米田C (116020091)	三木市吉川町米田（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
湯谷E (116020092)	三木市吉川町湯谷（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
楠原D (116020093)	三木市吉川町楠原（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図3までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

#### 2 指定の案の閲覧期間

平成29年10月25日（水）から同年11月8日（水）まで

#### 3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所、三木市役所及び三木市役所吉川支所

#### 4 意見書に関する事項

##### (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

##### (2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所河川砂防課  
〒673-1431 加東市社字西柿1075-2

##### (3) 提出期限

平成29年11月8日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年1月5日（金）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
沢ノ口(1) (112020204)	たつの市新宮町牧（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
角亀(2) (112020205)	たつの市新宮町角亀（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1及び別図2は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成29年10月25日（水）から同年11月8日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所、たつの市役所及びたつの市役所新宮総合支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所河川砂防課

〒679-4167 たつの市龍野町富永1311-3

(3) 提出期限

平成29年11月8日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年1月5日（金）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成23年兵庫県告示第348号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

米田BⅡ（116020025）の項中別図167を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成29年10月25日（水）から同年11月8日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所、三木市役所及び三木市役所吉川支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所河川砂防課

〒673-1431 加東市社字西柿1075-2

(3) 提出期限

平成29年11月8日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年1月5日（金）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成19年兵庫県告示第713号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

角ヶ鼻 I（112020017）の項中別図17、角ヶ鼻(2) I（112020020）の項中別図20、角ヶ鼻D II（112020040）の項中別図40、鍛冶屋(2) I（112020050）の項中別図50、大荒田川 I（212020014）の項中別図106を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成29年10月25日（水）から同年11月8日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所、たつの市役所及びたつの市役所新宮総合支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所河川砂防課

〒679-4167 たつの市龍野町富永1311-3

(3) 提出期限

平成29年11月8日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年1月5日（金）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成20年兵庫県告示第899号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

西河内BⅡ（112020099）の項中別図7、千本AⅡ（112020101）の項中別図9、平野(2)Ⅰ（112020129）の項中別図37、大屋Ⅰ（112020139）の項中別図47、西村Ⅱ（212020054）の項中別図129を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成29年10月25日（水）から同年11月8日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所、たつの市役所及びたつの市役所新宮総合支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所河川砂防課

〒679-4167 たつの市龍野町富永1311-3

(3) 提出期限

平成29年11月8日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年1月5日（金）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
渡瀬AⅡ (116020022)	三木市吉川町渡瀬（別図1の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおりに
箕畑Ⅱ (116020023)	三木市吉川町米田（別図2の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおりに
米田AⅡ (116020024)	三木市吉川町米田（別図3の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおりに
米田BⅡ (116020025)	三木市吉川町米田（別図4の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおりに
楠原CⅡ (116020026)	三木市吉川町米田（別図5の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおりに
箱木AⅡ (116020027)	三木市吉川町米田（別図6の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおりに

箱木BⅡ (116020028)	三木市吉川町米田(別図7の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
箱木CⅡ (116020029)	三木市吉川町米田(別図8の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
箱木DⅡ (116020030)	三木市吉川町米田(別図9の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
吉安上AⅡ (116020032)	三木市吉川町吉安(別図10の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
吉安上BⅡ (116020033)	三木市吉川町吉安(別図11の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
大畑Ⅱ (116020034)	三木市吉川町大畑(別図12の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
西奥A(1)(1)Ⅱ (116020035)	三木市吉川町西奥(別図13の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
西奥B(1)(1)Ⅱ (116020036)	三木市吉川町西奥(別図14の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
西奥DⅡ (116020038)	三木市吉川町西奥(別図15の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
西奥EⅡ (116020039)	三木市吉川町西奥(別図16の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
西奥FⅡ (116020040)	三木市吉川町米田(別図17の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
渡瀬BⅡ (116020042)	三木市吉川町渡瀬(別図18の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
湯谷B(1)(1)Ⅱ (116020044)	三木市吉川町湯谷(別図19の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
湯谷A(1)(2)Ⅱ (116020046)	三木市吉川町湯谷(別図20の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
湯谷C(1)(2)Ⅱ (116020047)	三木市吉川町湯谷(別図21の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
湯谷B(1)(2)Ⅱ (116020048)	三木市吉川町湯谷(別図22の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
箱木(2)Ⅲ (116020052)	三木市吉川町米田(別図23の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
市野瀬(1)Ⅰ (116020054)	三木市吉川町市野瀬(別図24 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
福吉Ⅱ (116020055)	三木市吉川町福吉(別図25の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
東田AⅡ (116020056)	三木市吉川町東田(別図26の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり

楠原AⅡ (116020057)	三木市吉川町東田（別図27の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
東田BⅡ (116020058)	三木市吉川町東田（別図28の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
東田CⅡ (116020059)	三木市吉川町東田（別図29の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
東田DⅡ (116020060)	三木市吉川町東田（別図30の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
東田EⅡ (116020061)	三木市吉川町東田（別図31の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
市野瀬AⅡ (116020062)	三木市吉川町市野瀬（別図32 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
毘沙門CⅡ (116020063)	三木市吉川町毘沙門（別図33 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
市野瀬BⅡ (116020064)	三木市吉川町市野瀬（別図34 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
楠原BⅡ (116020065)	三木市吉川町楠原（別図35の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
毘沙門BⅡ (116020067)	三木市吉川町毘沙門（別図36 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
毘沙門DⅡ (116020068)	三木市吉川町毘沙門（別図37 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
奥谷AⅡ (116020069)	三木市吉川町奥谷（別図38の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
奥谷BⅡ (116020070)	三木市吉川町奥谷（別図39の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
奥谷CⅡ (116020071)	三木市吉川町奥谷（別図40の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
奥谷DⅡ (116020072)	三木市吉川町奥谷（別図41の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
奥谷EⅡ (116020073)	三木市吉川町奥谷（別図42の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
北水上BⅡ (116020074)	三木市吉川町水上（別図43の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
北水上CⅡ (116020075)	三木市吉川町水上（別図44の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
北水上AⅡ (116020076)	三木市吉川町水上（別図45の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
南水上AⅡ (116020077)	三木市吉川町水上（別図46の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり

南水上BⅡ (116020078)	三木市吉川町水上(別図47の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
南水上CⅡ (116020079)	三木市吉川町水上(別図48の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
奈良井Ⅱ (116020080)	三木市吉川町豊岡(別図49の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
南豊岡Ⅱ (116020081)	三木市吉川町豊岡(別図50の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
宮脇Ⅲ (116020083)	三木市吉川町稲田(別図51の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
奥谷(1)Ⅲ (116020084)	三木市吉川町奥谷(別図52の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
奥谷(2)Ⅲ (116020085)	三木市吉川町奥谷(別図53の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
奥谷(3)Ⅲ (116020086)	三木市吉川町奥谷(別図54の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
北水上(1)Ⅲ (116020087)	三木市吉川町水上(別図55の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
北水上(2)Ⅲ (116020088)	三木市吉川町水上(別図56の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
南水上Ⅲ (116020089)	三木市吉川町水上(別図57の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
米田C (116020091)	三木市吉川町米田(別図58の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
湯谷E (116020092)	三木市吉川町湯谷(別図59の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
楠原D (116020093)	三木市吉川町楠原(別図60の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり

(別図1から別図60までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年10月25日(水)から同年11月8日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所、三木市役所及び三木市役所吉川支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所河川砂防課

〒673-1431 加東市社字西柿1075-2

(3) 提出期限

平成29年11月8日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年1月5日(金)までに、3に記載

する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



### 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月17日

兵庫県知事 井戸 敏 三

#### 1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
二柏野(1) I (112020003)	たつの市新宮町二柏野（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
二柏野(2) I (112020004)	たつの市新宮町二柏野（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
二柏野(3) I (112020005)	たつの市新宮町二柏野（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
二柏野(4) I (112020006)	たつの市新宮町二柏野（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
二柏野(5) I (112020007)	たつの市新宮町二柏野（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
二柏野A II (112020009)	たつの市新宮町二柏野（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
二柏野2 III (112020014)	たつの市新宮町二柏野（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
二柏野3 III (112020015)	たつの市新宮町二柏野（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
奥小屋 I (112020016)	たつの市新宮町奥小屋（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
角ヶ鼻 I (112020017)	たつの市新宮町牧（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
福原 I (112020018)	たつの市新宮町牧（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
牧 I (112020019)	たつの市新宮町牧（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
角ヶ鼻(2) I (112020020)	たつの市新宮町牧（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
麦子 I (112020021)	たつの市新宮町牧（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり



牧A II (112020022)	たつの市新宮町牧 (別図15の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
牧B II (112020023)	たつの市新宮町牧 (別図16の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
牧C II (112020024)	たつの市新宮町牧 (別図17の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
奥小屋A II (112020025)	たつの市新宮町奥小屋 (別図 18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
奥小屋C II (112020026)	たつの市新宮町奥小屋 (別図 19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
角ヶ鼻A II (112020027)	たつの市新宮町牧 (別図20の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
福原A II (112020029)	たつの市新宮町牧 (別図21の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
麦子A II (112020030)	たつの市新宮町牧 (別図22の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
麦子B II (112020031)	たつの市新宮町牧 (別図23の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
沢ノ口B II (112020032)	たつの市新宮町牧 (別図24の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
牧D II (112020033)	たつの市新宮町牧 (別図25の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
福原A II (112020034)	たつの市新宮町牧 (別図26の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
牧E II (112020035)	たつの市新宮町牧 (別図27の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
牧F II (112020036)	たつの市新宮町牧 (別図28の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
牧H II (112020038)	たつの市新宮町牧 (別図29の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
牧I II (112020039)	たつの市新宮町牧 (別図30の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
角ヶ鼻D II (112020040)	たつの市新宮町牧 (別図31の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
奥小屋a III (112020041)	たつの市新宮町奥小屋 (別図 32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
牧c III (112020042)	たつの市新宮町牧 (別図33の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
牧e III (112020043)	たつの市新宮町牧 (別図34の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり

牧 i Ⅲ (112020045)	たつの市新宮町牧 (別図35の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
福原 a Ⅲ (112020046)	たつの市新宮町牧 (別図36の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
時重 I (112020047)	たつの市新宮町時重 (別図37 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
鍛冶屋 I (112020048)	たつの市新宮町鍛冶屋 (別図 38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
下田 I (112020049)	たつの市新宮町鍛冶屋 (別図 39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
鍛冶屋(2) I (112020050)	たつの市新宮町鍛冶屋 (別図 40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
鍛冶屋 C Ⅱ (112020053)	たつの市新宮町鍛冶屋 (別図 41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
時重 A Ⅱ (112020054)	たつの市新宮町時重 (別図42 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
下田 A Ⅱ (112020055)	たつの市新宮町鍛冶屋 (別図 43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
下田 B Ⅱ (112020056)	たつの市新宮町鍛冶屋 (別図 44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
時重 a Ⅲ (112020057)	たつの市新宮町時重 (別図45 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
時重 b Ⅲ (112020058)	たつの市新宮町時重 (別図46 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
栗町(2) I (112020080)	たつの市新宮町栗町 (別図47 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
栗町(4) I (112020081)	たつの市新宮町栗町 (別図48 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
栗町(3) I (112020082)	たつの市新宮町栗町 (別図49 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
栗町(1) I (112020083)	たつの市新宮町栗町 (別図50 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
栗町 A Ⅱ (112020085)	たつの市新宮町栗町 (別図51 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
栗町 B Ⅱ (112020086)	たつの市新宮町栗町 (別図52 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
栗町 a Ⅲ (112020089)	たつの市新宮町栗町 (別図53 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
栗町 e Ⅲ (112020090)	たつの市新宮町栗町 (別図54 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり

栗町 f Ⅲ (112020091)	たつの市新宮町栗町 (別図55 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
栗町 g Ⅲ (112020092)	たつの市新宮町栗町 (別図56 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
倉瀬 I (112020093)	たつの市新宮町千本 (別図57 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
千本(1) I (112020094)	たつの市新宮町千本 (別図58 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
東河内 I (112020095)	たつの市新宮町千本 (別図59 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
千本(2) I (112020096)	たつの市新宮町千本 (別図60 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
千本(3) I (112020097)	たつの市新宮町千本 (別図61 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
西河内 A Ⅱ (112020098)	たつの市新宮町千本 (別図62 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
西河内 B Ⅱ (112020099)	たつの市新宮町千本 (別図63 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
東河内 A Ⅱ (112020100)	たつの市新宮町千本 (別図64 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
千本 A Ⅱ (112020101)	たつの市新宮町千本 (別図65 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
千本 B Ⅱ (112020102)	たつの市新宮町千本 (別図66 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
東河内 B Ⅱ (112020103)	たつの市新宮町千本 (別図67 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
東河内 C Ⅱ (112020104)	たつの市新宮町千本 (別図68 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
西河内 C Ⅱ (112020105)	たつの市新宮町千本 (別図69 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
千本 C Ⅱ (112020106)	たつの市新宮町千本 (別図70 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
千本 b Ⅲ (112020107)	たつの市新宮町千本 (別図71 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
千本 c Ⅲ (112020108)	たつの市新宮町千本 (別図72 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
西河内 b Ⅲ (112020109)	たつの市新宮町千本 (別図73 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
福栖 I (112020110)	たつの市新宮町福栖 (別図74 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり

福栖(2) I (112020111)	たつの市新宮町福栖(別図75 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
鍋子A(1) II (112020112)	たつの市新宮町福栖(別図76 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
鍋子B II (112020113)	たつの市新宮町福栖(別図77 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
萩尾A II (112020114)	たつの市新宮町福栖(別図78 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
鍋子A(2) II (112020115)	たつの市新宮町福栖(別図79 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
福栖A II (112020116)	たつの市新宮町福栖(別図80 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
福栖B II (112020117)	たつの市新宮町福栖(別図81 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
清水A II (112020118)	たつの市新宮町福栖(別図82 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
福栖C II (112020119)	たつの市新宮町福栖(別図83 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
福栖a III (112020120)	たつの市新宮町福栖(別図84 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
福栖1 III (112020121)	たつの市新宮町福栖(別図85 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
福栖2 III (112020122)	たつの市新宮町福栖(別図86 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
鍋子b III (112020123)	たつの市新宮町福栖(別図87 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
横松A II (112020125)	たつの市新宮町能地(別図88 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
福栖c III (112020126)	たつの市新宮町能地(別図89 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
能地a III (112020127)	たつの市新宮町能地(別図90 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり
平野(2) I (112020129)	たつの市新宮町平野(別図91 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
平野A(1) II (112020130)	たつの市新宮町平野(別図92 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
平野A(2) II (112020131)	たつの市新宮町平野(別図93 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
平野c III (112020132)	たつの市新宮町平野(別図94 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり

善定 I (112020133)	たつの市新宮町善定 (別図95 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり
善定 (2) I (112020134)	たつの市新宮町善定 (別図96 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり
善定 A II (112020135)	たつの市新宮町善定 (別図97 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり
札楽 a III (112020136)	たつの市新宮町善定 (別図98 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり
善定 b III (112020137)	たつの市新宮町善定 (別図99 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図99のとおり
善定 c III (112020138)	たつの市新宮町善定 (別図 100のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
大屋 I (112020139)	たつの市新宮町大屋 (別図 101のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図101のとおり
大屋 b III (112020140)	たつの市新宮町大屋 (別図 102のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図102のとおり
芝田 I (112020143)	たつの市新宮町芝田 (別図 103のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図103のとおり
芝田 A II (112020144)	たつの市新宮町芝田 (別図 104のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図104のとおり
沢ノ口 (1) (112020204)	たつの市新宮町牧 (別図105 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図105のとおり
角亀 (2) (112020205)	たつの市新宮町角亀 (別図 106のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図106のとおり
桂谷 I (212020002)	たつの市新宮町二柏野 (別図 107のとおり)	土石流	別図107のとおり
宮谷川 I (212020011)	たつの市新宮町牧 (別図108 のとおり)	土石流	別図108のとおり
四谷川 1 I (212020012)	たつの市新宮町牧 (別図109 のとおり)	土石流	別図109のとおり
角ヶ鼻川 1 I (212020013)	たつの市新宮町牧 (別図110 のとおり)	土石流	別図110のとおり
大荒田川 I (212020014)	たつの市新宮町牧 (別図111 のとおり)	土石流	別図111のとおり
森脇川 I (212020015)	たつの市新宮町牧 (別図112 のとおり)	土石流	別図112のとおり
家垣内川 I (212020018)	たつの市新宮町時重 (別図 113のとおり)	土石流	別図113のとおり
時重川 I (212020019)	たつの市新宮町時重 (別図 114のとおり)	土石流	別図114のとおり

能釜川Ⅰ (212020021)	たつの市新宮町鍛冶屋（別図115のとおり）	土石流	別図115のとおり
奥小屋Ⅱ (212020023)	たつの市新宮町奥小屋（別図116のとおり）	土石流	別図116のとおり
角ヶ鼻川Ⅱ (212020024)	たつの市新宮町牧（別図117のとおり）	土石流	別図117のとおり
角ヶ鼻川Ⅲ (212020025)	たつの市新宮町牧（別図118のとおり）	土石流	別図118のとおり
沢ノ口Ⅱ (212020026)	たつの市新宮町牧（別図119のとおり）	土石流	別図119のとおり
内村川Ⅱ (212020027)	たつの市新宮町鍛冶屋（別図120のとおり）	土石流	別図120のとおり
鍛冶屋ⅠⅡ (212020028)	たつの市新宮町鍛冶屋（別図121のとおり）	土石流	別図121のとおり
鍛冶屋Ⅱ (212020029)	たつの市新宮町鍛冶屋（別図122のとおり）	土石流	別図122のとおり
栗田川Ⅱ (212020031)	たつの市新宮町栗町（別図123のとおり）	土石流	別図123のとおり
町屋Ⅱ (212020035)	たつの市新宮町栗町（別図124のとおり）	土石流	別図124のとおり
西河内川Ⅰ (212020038)	たつの市新宮町千本（別図125のとおり）	土石流	別図125のとおり
千本川Ⅰ (212020040)	たつの市新宮町千本（別図126のとおり）	土石流	別図126のとおり
東河内Ⅱ (212020043)	たつの市新宮町千本（別図127のとおり）	土石流	別図127のとおり
西河内Ⅱ (212020045)	たつの市新宮町千本（別図128のとおり）	土石流	別図128のとおり
清水Ⅱ (212020048)	たつの市新宮町福栖（別図129のとおり）	土石流	別図129のとおり
能地川Ⅱ (212020050)	たつの市新宮町能地（別図130のとおり）	土石流	別図130のとおり
平野川Ⅰ (212020053)	たつの市新宮町平野（別図131のとおり）	土石流	別図131のとおり
西村Ⅱ (212020054)	たつの市新宮町平野（別図132のとおり）	土石流	別図132のとおり
小屋内川Ⅱ (212020056)	たつの市新宮町善定（別図133のとおり）	土石流	別図133のとおり
柳森川Ⅰ (212020057)	たつの市新宮町大屋（別図134のとおり）	土石流	別図134のとおり

大屋Ⅲ (212020058)	たつの市新宮町大屋（別図 135のとおり）	土石流	別図135のとおり
芝田川Ⅰ (212020059)	たつの市新宮町芝田（別図 136のとおり）	土石流	別図136のとおり

（別図1から別図136までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成29年10月25日（水）から同年11月8日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所、たつの市役所及びたつの市役所新宮総合支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所河川砂防課

〒679-4167 たつの市龍野町富永1311-3

(3) 提出期限

平成29年11月8日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年1月5日（金）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。